

27 外部監査公表第1号（平成27年4月30日付福岡市公報第6203号（別冊）公表）分
 消防，防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について

(1) 実施事業について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 総合訓練の適時適切な実施結果報告について (指摘)</p> <p>総合訓練の実施結果報告は「平成25年度消防隊教育訓練計画の指針」別紙5において、訓練実施後の10日以内に消防局警防部警防課長へ報告することとなっているが、報告期限どおりに報告がなされていないものが散見された。</p> <p>適時適切な報告は、訓練が計画どおりに実施されたことの確認だけでなく、訓練実施時の課題を的確かつ早期に把握し、有効な訓練を実施するためにも必要である。</p> <p>(消防局警防課，各消防署)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>総合訓練の適時適切な実施結果報告については、報告期限どおりに報告がなされるよう、平成27年1月に「警備課長会議」及び「警備係長・警防係長会議」で周知徹底を図った。</p>
<p>② 明確な訓練計画の策定による有効な訓練の実施について (意見)</p> <p>市消防局警防部においては、消防隊教育訓練計画の指針において各訓練が火災や自然災害等様々な災害に対応している状況を明確にするため、訓練の体系を整理し、明示することが望ましい。</p> <p>つぎに、各消防署においては、当該指針の内容を踏まえ、かつ管轄区域における各種の特性等を反映して教育訓練基本計画等を策定すると考えられるため、反映した各種の特性等に係る具体的な内容を文書化することが望ましい。これにより地域にふさわしい教育訓練基本計画等が策定されていることが客観的に把握できると考えられる。</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>平成28年3月に策定した「平成28年度消防隊教育訓練計画の指針」（以下「指針」とする。）において、訓練体系及び訓練目的の明確化を明示した。</p> <p>「指針」にて、地域特性の把握と地域特性に応じた訓練の実施を明示した上で各消防署の教育訓練計画等にそれぞれの管轄区域特性等を反映し、文書化した。</p> <p>定量的な指標については、訓練結果の見える化として「指針」に明示し、訓練評価シート等を策定することで、客観的評価による速やかな改善へとつなげることにした。</p> <p>訓練結果等を総括評価した上で、平成29年度の「指針」等に反映すべき内容を整理し、報告する旨を「指針」に明示した。</p>

<p>また、教育訓練基本計画等には、訓練を実施する際の目標として、定性的な評価と併せて実施回数、参加人員数、時間数、達成程度等といった定量的な指標について検討し、可能な限り盛り込むことが望ましい。訓練結果の評価に当たっては、設定した適量的な指標に基づいた測定値等を活用することが考えられる。</p> <p>さらに、前年度以前の訓練結果の課題等を教育訓練基本計画等に盛り込むために、各消防署において各年度末等に訓練結果等を総括評価し、次年度の教育訓練基本計画等に反映させる内容等を整理し文書化することが望ましい。</p> <p>(消防局警防課)</p>	
<p>③ 類似する防災関連事業の一本化等の検討について (意見)</p> <p>防災に関する冊子については、内容の検討、印刷及び配布を一つの冊子で行うことで効率性を確保し、かつ、それぞれの部署が持っている防災に関するノウハウを結集して情報の網羅性を確保するため、市消防局が作成する「新みんなの防災ブック」と市民局防災・危機管理部が作成する「防災の手引き」を整理し、市で1つの防災に関する冊子を作成することが望まれる。</p> <p>防災に関する講習会については、内容の検討を一本化して効率性を確保し、かつ、それぞれの部署が持っている防災に関するノウハウを結集して情報の網羅性を確保するため、市消防局が実施する「災害に強い地域作り講座」と市民局防災・危機管理部が実施する「福岡市の防災・減災～覚えておこう！災害への対応～」</p>	<p>【措置を行わない(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>消防局の「防災ブック」(全 17P, 年 15,000 部)は、実技訓練等を中心に、屋外等で、限られた時間内にコンパクトに要点を伝えることを目的とし、災害発生時の初期対応に絞った内容となっている。</p> <p>一方、市民局の「防災の手引き」(全 49P, 年 5,000 部)は、自主防災組織や地域・企業の防災リーダーに対する講習会等において使用し、災害想定から対策に至るまで詳しくまとめ、災害への備えに関する必要な知識を習得することを目的とし、福岡市における災害リスクや自助・共助の重要性など幅広く記載した内容となっている。</p> <p>冊子の目的や使用する場面の違いから必ずしも効果的な活用につながらないことから一本化は行わないが、それぞれがより分かりやすい冊子となるよう市民局と消防局で協議・検討していく。</p> <p>防災に関する講座については、地域の自</p>

<p>を整理し、市で1つの防災に関する講習会として実施することを検討することが望まれる。</p> <p>講習会の内容については、地震や火災といった複数の災害を包括的に含んだ内容の講習会の開催が考えられるほか、「火災対策編」「地震対策編」「風水害対策編」「ワークショップ・演習編」のように、災害種別等毎の講座も考えられる。このように創意工夫を凝らし、受講する市民の希望に合わせて自由に組み合わせることができる編成にするなど、市民がより利用しやすい講習会にするという観点からも検討することが望まれる。</p> <p>なお、防災に関する講習会について、これまでどおり別々に実施するとしても、講習会の受講について市民から相談があった場合、どちらの講習会が当該相談者の希望に沿った内容かどうかを適切に判断するため、各消防署及び各区役所総務部（防災担当）は、それぞれの講習会の内容を適切に把握しておくことが望まれる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課、消防局予防課)</p>	<p>主防災組織や町内会などの依頼により実施するものであり、受講者のニーズに応じ、消防局では、火災対策や応急対策など初動対応に重点を置いた実技訓練を行っており、また、市民局では、「地震編」「風水害編」など災害種別ごとに講座内容を選択できるよう対応している。</p> <p>今後は、各消防署及び各区役所間で、講座内容の情報を共有し、さらなる連携を図っていく。</p>
<p>④ 福岡市防災会議専門委員に対する報酬支払根拠の明確化について (意見)</p> <p>防災会議は、福岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務としており、市防災事業に係る要とも言える重要な会議である。この会議又は防災事業全般において、地震、津波、原子力災害対策等の課題に対して専門委員の知見を活かす事は特に重要と考えられる。</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>当該専門委員会の活動は、平成27年3月末をもって終了しているが、今後は、専門委員の任用方法、調査結果や意見等の入手方法等について検討することとし、報酬の支払に関しては、委嘱する調査内容に応じて、適切に対処していく。</p>

<p>このため、専門委員に対する報酬については委嘱する調査の内容等支払の根拠を毎年度明確にした上で、支払うことが望ましい。</p> <p>また、毎月報酬を支出していることから、支払実績のみを文書として保管するのみならず、専門委員に委嘱した調査の結果を可能な限り毎月入手することが望ましい。</p> <p>なお、防災計画見直し委員会に専門委員の欠席者が出た場合であっても、当該専門委員からの意見等を事前又は事後に入手し、当該委員会の内容に反映させるとともに文書として保管することを検討することが望まれる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>	
<p>⑤ 外国人向け広報業務に関する効果の測定について (意見)</p> <p>本事業の目的を達成するために、まず、事業の実施前に、放送内容の認知度及び防災意識の向上率について、具体的な目標を立案することが望まれる。</p> <p>次に、事業の実施後、目標とした認知度に達成したか、防災意識の向上が図られたか調査することが望まれる。</p> <p>さらに、調査の結果、認知度が低く広報の効果が認められない場合には、認知度を向上させる工夫や放送内容の精査、さらには他の方法による広報への変更を検討することが望まれる。</p> <p>なお、広報事業の効果の測定方法の一つとして、アンケートによる調査が挙げられる。</p> <p>市総務企画局国際部では、市に居住する外国人の生活環境への評価、日常生活</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>外国人向け広報業務については、防災、モラルマナー、保健予防などを、平成 27 年度から総務企画局国際部に一元化して実施している。</p> <p>同部において、4 年ごとに行っている福岡市外国籍市民アンケートの調査項目の中に、認知度等に関する項目を追加し、平成 27 年度に調査を実施する。</p> <p>調査結果を基に、放送内容の検討など認知度向上に向けた取り組みを進めるとともに、今後も、定期的にアンケート調査を行っていく。</p>

<p>の実態，教育・子育てについての悩みなどを把握し，今後の市の国際化推進の基礎資料とするため，市に住民登録をしている市内在住期間5年未満の20歳以上の男女（在留資格が「特別永住者（協定永住）」，「技能実習」を除く）を対象に，4年に一度アンケート調査を行っている（以下，当該アンケートを「福岡市外国籍市民アンケート」という。）。</p> <p>直近で実施された平成23年度福岡市外国籍市民アンケートでは，「地域の多言語FM放送局の認知及び聴取状況」，「災害時の避難場所」「避難勧告の情報入手経路」など，本事業と関連性のあるアンケート項目も含まれている。</p> <p>そこで，効率的及び効果的に本事業の効果に関する調査を実施するため，福岡市外国籍市民アンケートに本事業の放送内容の認知度及び防災意識の向上率といった項目を設け，定期的にアンケート調査を実施することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（市民局防災・危機管理課）</p>	
<p>⑥ 同一節内における予算流用の承認手続について （意見）</p> <p>同一節内流用を行う理由及びその妥当性について検討を行い，その検討過程を稟議書等で記録として残すことが望ましい。これにより，事業の必要性だけでなく，事業実施の裏づけとなる予算確保の意思決定が明確となり，必要に応じて情報公開等における対外的な説明にも対処可能になると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（市民局防災・危機管理課）</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>同一節内流用については，決裁書面で確実に残すようにするとともに，平成27年4月に手続きの周知徹底を図った。</p>
<p>⑦ 長期未更新の災害時応援協定の更新について</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>災害時応援協定の内容及び名称の確認</p>

<p>(意見)</p> <p>災害発生時においては、市と企業等が協定内容に従い円滑かつ迅速な応急活動等の実施が求められる。</p> <p>このため、市民局防災・危機管理部では、平常時において企業等の担当者と定期的に連絡をとりながら、協定内容の妥当性の確認を実施することが望ましい。また、協定内容の変更の必要性がなかった場合であっても、検討を実施した旨及び検討内容等を記録し保管することが望まれる。</p> <p>市の部署名称や企業等の名称の未更新については、業務の実施に直接的な影響はないと思われるものの、災害発生時には緊急性が要求されることから、名称の相違による誤解や混乱が生じる可能性がないとは限らないため、最新の名称に随時更新していくことが望まれる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>	<p>については、平成 27 年 7 月に各企業等へ照会を行い、確認を行った。</p> <p>また、今後は、毎年度、担当連絡先の確認も含め、同内容の照会を定期的に行い、平常時からの連携体制の構築に努めていく。</p>
---	--

(2) 団体について

ア. 消防団について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 消防団員に対する費用弁償の支給漏れについて (指摘)</p> <p>団システムから消防団員の出勤回数等のデータを削除処理したことにより、当該消防団員以外の出勤回数等にも影響を及ぼし、その結果、団システムで作成される基礎資料に誤りが生じ、消防団員に対する費用弁償の支払漏れが生じた。</p> <p>支払漏れの原因として、次の3点が挙げられる。</p> <p>① 現状の団システムでは、消防団員に係</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>消防団員に対する費用弁償の支給漏れについては、平成 26 年 11 月、福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例に則り、支払処理を行った。</p> <p>消防団員に対して漏れなく費用弁償を支払うための確認手続及びその検討については、平成 27 年 3 月に団システムの機能強化を行い、基礎資料を適正に作成できるようにしたこととあわせ、平成 27 年 7 月に研修を行い出勤報告と出勤状況調べの照合を確実にを行うことを徹底した。</p>

る出動等の回数のデータを削除すると、該当する消防団員のみならず、それ以外の消防団員の出動等のデータにも影響を及ぼすこと。

② 該当する消防団員の出動等のデータを団システムから削除するというイレギュラーな処理を行ったものの、基礎資料における出動等の回数と、出動状況調等における出動等の回数(あるべき出動等回数)を照合する、などといった支払の網羅性を確認する手続はなされなかったこと。

③ 追加支出の必要性が判明した際、他の消防分団にまで調査の対象を広げ、支払の網羅性を確認しなかったこと。

このような原因を踏まえ、「福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例」第4条に従い、出動等を行った消防団員に対して漏れなく費用弁償を支払うために、次のとおり確認手続の実施及び検討を行う必要がある。

① 団システムで作成される支払のための基礎資料における出動等の回数と、各消防団から報告される出動状況調等の回数(あるべき出動等回数)を照合する、などといった支払の網羅性を確認する手続を実施する。

② 今回のように消防団員に対する費用弁償の口座振り込みを停止する必要がある場合、団システムから該当消防団員のデータは削除せず、支払処理の段階で該当消防団員分を除く処理を行う。

③ 団システムの改修を行い、消防団員の出動等のデータを削除しても他の消防団員の出動等の回数には影響を与えないようにする。ただし、費用弁償の支給

<p>回数は年に2回であることから、団システムの改修にかかるコストと、改修によって減少する確認作業量を比較し、費用対効果を検討する必要がある。</p> <p>(消防局警防課)</p>	
<p>② 消防団員の訓練参加人数の適正な報告について (指摘)</p> <p>訓練に参加した消防団員に対しては、「福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例」第4条第1項第3号に従い費用弁償が支給される。</p> <p>しかし、訓練実施結果報告の「結果人数」と出動結果表の「報告人数」に違いがあり、費用弁償が適正に支給されたのか確認できない事例が発見された。</p> <p>市消防局警防部警防課は、消防団の訓練の実績を適切に把握できるよう、訓練に参加した消防団員の点呼等による確認のほか、訓練に参加した消防団員には押印または直筆のサイン等を求めるといった指導を各消防団へ行い、訓練の実施結果報告への適切な参加人数の記載を求める必要がある。また、このようにして把握した当該実績と、費用弁償額の算定の基礎となる出動報告を照合することで、訓練に参加した消防団員に対して適正に費用弁償を支給しているか確認する必要がある。</p> <p>(消防局警防課)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>消防団員の訓練参加人数の適正な報告については、消防団の訓練の実情を適切に把握し、費用弁償を適正に支給するために、各消防団に対し平成27年7月文書により訓練参加、団員の点呼や団員名簿等による確認を徹底することを指導した。</p> <p>また、平成27年7月に行った課内研修において、訓練に参加した団員の実績と出動報告を照合し、費用弁償の支給についての確認を確実にを行うことを徹底した。</p>
<p>③ 消防団における訓練の充実強化等について (意見)</p> <p>近年、東日本大震災のような未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>① 訓練計画について</p> <p>訓練計画を策定していない分団については、地域で発生すると想定される災害に対応するため、消防団員が習得すべき技</p>

による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している。その一方で、少子高齢化の進展、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている。

そのため、地域防災力の充実強化に関し基本理念を定め、また、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、平成 25 年 12 月 13 日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されている。このため、各課題については本法律の背景や趣旨を踏まえ、次のような対策等を採用することが望ましい。

① 訓練計画について

訓練計画を策定していない分団については、地域で発生すると想定される災害に対応するため、消防団員が習得すべき技術、知識等を踏まえ、効果的な訓練ができるよう訓練計画を策定することが望ましい。訓練計画を策定している分団についても同様の観点から現在の計画内容を必要に応じて見直すことが望ましい。また、消防団員は各自仕事を持った上で消防団活動を行っていることを踏まえ、効果的な訓練となるよう配慮することが必要と考える。

さらに、「近隣の分団との合同訓練、情報交換及び災害時の連携は行ってい

術、知識等を踏まえ、効果的な訓練ができるよう訓練計画を策定することが平成 27 年 7 月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

訓練計画を策定している分団についても同様の観点から現在の計画内容を必要に応じて見直しを行い、効果的な訓練となるよう配慮する。

さらに、地域における連携体制を強化するため、近隣分団との連携についても訓練計画に盛り込むこととする。

なお、訓練計画の策定に当たっては、市消防局は情報提供等によって連携協力し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

② 訓練内容について

A) 訓練への消防団員の参加人数、参加率の向上について

訓練への消防団員の参加人数、参加率を上げるよう工夫し、引き続き努力していく。また、消防団員の都合により所属分団の訓練に参加できない場合、他分団の訓練への参加については、訓練の内容によっては、異なる分団への訓練に参加することが難しい場合もあり、分団の実情等も考慮し、柔軟に対応していく。

その他、分団で工夫している項目にある、「訓練に出られない団員には、日をあらためて訓練を行っている」ことや、「分団で班を決め、出やすい曜日に班ごとに訓練を行っている」ことなどについては、他の分団でも導入しやすい項目や、導入することにより分団の活動に効果的な項目については、積極的に取り入れていく。

B) 訓練の内容、種類及び回数について
様々な災害等に対応するために消防団員

ますか」という問いに対し、「行っていない」という回答の分団は24分団と全体の36.9%となっている。地域における連携体制の整備は災害発生時に特に重要と考えられるため、近隣分団との連携についても訓練計画に盛り込むことが考えられる。

なお、訓練計画の策定に当たっては、市消防局は情報提供等によって連携協力し、必要に応じて指導・助言等を行うことが望ましい。

② 訓練内容について

A) 訓練への消防団員の参加人数、参加率の向上について

訓練への消防団員の参加人数、参加率を上げるよう引き続き努力していくことが望まれる。その具体的な施策として、下記のアンケート結果が参考となる。

まず、「各消防団員が活動に従事できる曜日や時間帯を把握し整理していますか」という問いに対し、「特にしていない」という回答の分団は13分団と全体の20.3%となっている。訓練参加回数が少ない団員に対しては参加できる時間及び曜日の把握等により参加率向上の工夫をしている分団があることから、このような対応を未実施である分団は参考にすることが望ましい。

また、「消防団員の都合により所属分団の訓練に参加できない場合、他分団の訓練への参加は可能でしょうか」という問いに対し、「可能であるがその実例がない」という分団が64分団中40分団と全体の62.5%となってい

が習得すべきと考えられる具体的な技術、知識等の水準を明確にし、当該水準の検討に当たっては市消防局が指導・助言等を行う。

また、当該水準を踏まえ、特に自然災害発生時を想定した訓練内容等の充実を図り、①の訓練計画に反映させていくことが平成27年7月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

さらに、消防団における備品等資機材が不足している場合には、消防団員の安全確保、より効果的な消火活動・災害対応を行うため、体制強化検討委員会等で検討していく。平成27年9月に実施された体制強化検討委員会では、平成27年度は現場活動用手袋の改良について検討され、順次配置を開始した。

③ 訓練不参加者に対するフィードバックについて

訓練に参加できなかった消防団員に対して訓練内容のフィードバックをしていない分団については、可能な限り再訓練を行う等フィードバックを実施していくことが平成27年7月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

また、具体的なフィードバック方法として、訓練に出られない団員には、日をあらためて実施することや、分団で班を決め、出やすい曜日に班ごとに訓練を実施すること等、検討していくことも平成27年7月に開催した団長会議及び消防団連合会議で承認された。

る。このため、実現可能性を十分に検討した上で、消防団員の技術、知識等の向上の観点からできるかぎり他分団の訓練へ参加を促すことが望ましい。

そのほか、分団で工夫している項目で、訓練に出られない団員には日をあらためて訓練を行っている、分団で班を決め出やすい曜日に班ごとに訓練を行っているなどがあり、他の分団でも導入しやすい項目や、導入することにより分団の活動に効果的な項目については、積極的に取り入れることが望ましい。また、他の分団で工夫されている項目の情報収集を行うためにも、近隣の分団との連携は効果的であると考える。

B) 訓練の内容、種類及び回数について

まずは、火災、自然災害等に対応するために消防団員が習得すべきと考えられる具体的な技術、知識等の水準を明確にすることが望ましい。当該水準の検討に当たっては市消防局が指導・助言等を行うことが望ましい。

次に、当該水準を踏まえ、特に自然災害発生時を想定した訓練内容等の充実を図ることが重要であり、この具体的な訓練内容を①の訓練計画に反映させることが考えられる。

また、消防団における備品等資機材が不足している場合には、消防団員の安全確保、より効果的な消火活動・災害対応を行うため、また、災害を想定したより実戦な訓練を行うために、必要に応じて消防団において更なる備

品等資機材の配備を拡充することが望まれる。

③ 訓練不参加者に対するフィードバックについて

訓練に参加できなかった消防団員に対して訓練内容のフィードバックをしていない分団については、可能な限り再訓練を行う等フィードバックを実施することが望ましい。これにより、訓練に参加できなかった消防団員も技術、知識等を習得することができ、団員の使命感の醸成にもつながると考えられる。

具体的なフィードバック方法として、訓練に出られない団員には日をあらためて訓練を行っている、分団で班を決め出やすい曜日に班ごとに訓練を行っている等が分団によっては実施されていることから、未実施の分団においては同様の検討を行うことが望ましい。

(消防局警防課、各消防署)

イ. 公益財団法人福岡市防災協会について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 固定資産の計上漏れについて (指摘)</p> <p>取得価額 20 万円以上の固定資産があるにもかかわらず、固定資産台帳に計上されていないため、「福岡市防災協会会計処理規程」第 35 条に準拠した取扱いがなされていない。</p> <p>固定資産の取得が固定資産台帳に記録されなかった場合、決算書にも反映されていないことになり、法人の財政状態を適切に表示できない。このため、「福岡市防災協会会計処理規程」を適切に適用し、固定資産台帳への網羅的な記録を行なう</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>固定資産の計上漏れについては、指摘をうけ、直ちに計上した。</p> <p>なお、平成 27 年度から防災センターが市によって直営化されたあとは、担当者と記帳担当者以外の者による二重チェック等を行うことなどにより、備品現在高一覧表への網羅的な記録を実施できる体制とすることとした。</p>

<p>必要がある。</p> <p>なお、平成 27 年度から防災センターは市によって直営化されることになるため、防災協会としての固定資産台帳や決算書を作成する必要はなくなる。</p> <p>しかし、備品の管理に関しては、直営化後も市の一組織として、次のとおり「備品現在高一覧表」を作成して、市長へ提出する必要がある。このため、直営化後も、担当者と記帳担当者以外の者による二重チェック等を行うことなどにより、備品現在高一覧表への網羅的な記録を実施できる体制とすることが望ましい。</p> <p>(消防局予防課, 防災協会)</p>	
<p>② 派遣インストラクターに関する業者選定方法の検討等について (意見)</p> <p>業者選定については、契約の公正性、透明性を確保することが重要であり、原則的な業者の選定方法は一般競争入札である。このため、一般競争入札を採ることができない理由、及び公募型プロポーザル方式を採用した理由について決裁文書に明確に記載しておくことが望ましい。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式により業者を選定し随意契約する場合には、契約期間に留意するとともに、初年度の契約に基づき継続して契約する場合においても、随意契約理由について決裁文書に明確に記載しておくことが望ましい。</p> <p>(消防局予防課, 防災協会)</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>平成 27 年度の業者選定については、一般競争入札を採ることができない理由、及び公募型プロポーザル方式を採用した理由を決裁文書に記載した。今後も、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、同様に記載する。</p> <p>また、平成 28 年度以降に、継続して契約する場合については、随意契約の理由を決裁文書に明確に記載する。</p>

ウ. 福岡市消防団連合会について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 決裁に使用する印章の統一について (指摘)</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>決裁に使用する印章の統一については、</p>

<p>同一の決裁者による決裁印に2種類の印鑑が使用されていることは事務処理要領に反しており、同一人による決裁印は1種類のみ使用とすべきである。</p> <p>また、決裁印を複数利用することが許容されれば、決裁者以外の者が市販の印鑑を購入し使用することで決裁を行ったかのような偽装がしやすくなり、不適正支出や現金横領などの不正の温床となる可能性を否定的でない。</p> <p>なお、南区自衛消防隊連絡協議会においても、支出書等を査閲したところ、同一決裁者による決裁印が数種類使用されている状況が見受けられた。南区自衛消防隊連絡協議会会則では、決裁印として複数種類の印鑑の利用が禁止されているわけではない。しかし、不適正支出等の防止の趣旨に鑑みて、同一人による決裁印は1種類のみ使用とすることが望まれる。</p> <p>(消防局南消防署警備課)</p>	<p>以後同一人による決裁印は1種類のみ使用を徹底した。</p> <p>なお、南区自衛消防隊連絡協議会についても、平成27年2月に南区自衛消防隊連絡協議会事務処理の手引きの一部改正を行い、同一人による決裁印は1種類のみ使用を徹底した。</p>
<p>② 納品後になされた支出伺の決裁について (指摘)</p> <p>「福岡市消防団連合会交付金事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。)によれば、「4 支出伺い」の項目で決裁に関して次のように定めている。</p> <p>【支出伺による決裁の方法】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>支出伺いの様式において、まず、「支出してよろしいか」で支出の決裁を受け、「支払ってよいか」で支払いの決裁を受けた後、実際に支払を行うこと。</p> </div> <p>※出所「福岡市消防団連合会交付金事務処理要領」</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>事務処理要領に従った適切な発注手続を行うことについては、平成27年5月に所属職員へ研修を行い、適切な発注手続について周知徹底を図った。</p> <p>なお、今後においても事務処理に関する研修を定期的実施していく。</p>

<p>事務処理要領に従えば、①支出の決裁⇒②発注⇒③納品⇒④請求書受領⇒⑤支払の決裁⇒⑥実際に支払，という順序で事務を行っていくこととなる。</p> <p>しかし、本件の場合では、①と②③④の順序が逆転している。</p> <p>このように、購入（発注）前に書面で決裁を受けなければ、適切な指示に基づいて購入（発注）されたものかどうか、不明確となる。</p> <p>また、このような事後的な決裁を容認すると、決裁を受けていなくても発注することが可能となり、不正の温床となる可能性がある。</p> <p>したがって、事務処理要領に従い、適切に支出の決裁を受けた後、発注の手続を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(消防局警防課)</p>	
<p>③ 消防団連合会支部における備品管理台帳への記帳漏れについて (指摘)</p> <p>「福岡市消防団連合会事務局 事務処理要領」では、1件10万円以上の備品等を購入した場合には、備品管理台帳に記帳することとなっているが、監査を行った時点（平成26年8月）で備品管理台帳への記帳は確認できなかった。</p> <p>消防団長の承認印をもらうために備品管理台帳の用紙を回付中とのことであったが、当該備品等の納品から監査まで5か月程度経過しており、備品管理台帳に記帳されていない期間が長くなっている。適時に備品管理台帳として事務局に備え置き、適正に備品等の管理をすべきである。また、承認のため回付した備品管理台帳の用紙は、記帳漏れを防止する意味でも、遅滞</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>備品管理台帳への記帳漏れについては、記帳を行った。今後、備品管理台帳の記帳及び管理を徹底する。</p> <p>適時に備品管理台帳として事務局に備え置き、適正に備品等の管理をすることとし、また、承認のため回付した備品管理台帳の用紙は、遅滞なく回収することとした。</p> <p>なお、備品管理台帳の監査については、平成27年5月に監事による監査を受けた。</p>

<p>なく回収すべきである。</p> <p>なお、「福岡市消防団連合会事務局 事務処理要領」第6条第2項に規定されているとおり、備品管理台帳は監事による監査の対象であるが、本件の備品管理台帳は監事による監査から漏れている。年度末に購入した備品等であっても、適時に備品管理台帳を備え置き、監事による監査を受ける必要がある。</p> <p>(消防局西消防署警備課)</p>	
<p>④ 消防団連合会各分会の備品管理台帳の作成について (指摘)</p> <p>「福岡市消防団連合会事務局 事務処理要領」では1件10万円以上の備品を購入した場合には、備品管理台帳に記帳することとなっているが、備品管理台帳自体を作成していない分会が見受けられた。</p> <p>備品管理台帳を作成していない場合、備品の詳細事項の把握や備品の管理が困難となり、仮に備品を紛失した場合、紛失に気付かない可能性や紛失した事実を適時に把握できない可能性がある。</p> <p>このため、消防団連合会事務局は全ての分会に対し10万円以上の備品等が存在する場合は備品管理台帳を作成するよう指導を徹底すべきである。</p> <p>なお、備品管理台帳と現物の整合性を確かめるために、全ての分会において備品管理台帳と現物を照合するよう指導することが望ましい。</p> <p>(消防局警防課、各消防署)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>備品管理台帳の作成については、平成27年6月から7月にかけて消防団連合会事務局からすべての分会に対し、10万円以上の備品等が存在する場合には、備品管理台帳を作成するよう、会計担当者研修を実施し徹底を図った。また、備品管理台帳と現物の整合性を確かめるための照合についても当該研修において徹底を図った。</p>

エ. 福岡市自衛消防連合会(各区自衛消防隊連絡協議会)、福岡市火災科学調査研究会及び福岡市防火管理協会について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
① 防火協力団体に係る組織の統合再編等	【措置済(平成30年2月14日通知)】

の検討について
(意見)

課題に記載したとおり各団体の事業内容は重複しており、かつ重複して加入している会員事業者が存在している。また、各団体とも設立から30年以上が経過し、その間の経済状況の変化や防災事業に関する社会からの意識の高まり等についても変化が見られるところである。

このため、現在の3つの防火協力団体について、組織の統合再編等を含め、業務内容のあり方、会員団体及び市民への影響等を十分に再検討することが望ましい。

これによって、事務局業務の削減による業務効率化、会員の経済的負担の軽減が期待できると考えられる。さらに、統合再編等が行われれば一事業当たりの予算規模を増やす余地もあると考えられるため、創意工夫を凝らした取組みや先進的な取組みなども実施できる可能性も高まると考えられる。

(消防局予防課)

福岡市火災科学調査研究会については、他の2団体と活動目的や事業内容が異なることから、統合再編等は行わないこととした。

福岡市自衛消防連合会(各区自衛消防隊連絡協議会を含む。)及び福岡市防火管理協会については、組織の統合再編も含めた、事業内容等の見直しについて、福岡市防火管理協会の理事会・総会等において、検討を進めてきたところである。

両団体については、福岡市自衛消防連合会は、事業所における自衛消防隊の活動機能を高めることを、また、福岡市防火管理協会は、防火管理者の防火管理技能及び能力の向上発展に寄与することをそれぞれ目的としており、重複加入している会員事業者があるものの事業所内においてそれぞれの業務を担当する部署に違いがあるため、両団体に加入することは意義があるものである。

また、存続団体として検討している福岡市自衛消防連合会の年会費に合わせた場合、福岡市防火管理協会のみに参加している会員の多くは会費が増加となることから、会員の経済的負担の軽減は必ずしも実現するわけではない。

近年の火災や自然災害などの発生状況をみると、社会全体の防火・防災に対する危機意識は高まっており、両団体の責任及び役割はますます重要となっていることなども踏まえ、平成29年11月に開催した福岡市防火管理協会の臨時総会において、「福岡市防火管理協会の今後のあり方」について審議した結果、福岡市自衛消防連合会(各区自衛消防隊連絡協議会含む。)との統合再編は行わず、事業を充実・発展

<p>② 講師謝金の算定根拠の明確化について (意見)</p> <p>自衛消防連合会の事務局は市消防局予防部予防課に置かれており、連絡協議会の事務局は各消防署の予防課に置かれていることから、講演料等の算定について市基準による講演料等を事前に算定した上で、この金額から乖離するのであれば、合理的な根拠を明確にし、講演料等を決定することが望ましい。</p> <p>なお、各連絡協議会の経理規程を査閲したところ、今回の講演料等のように当該規程に明確な記載がない項目については、「この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める」という規定が適用されると考えられる。このため、当該規定を踏まえ、講演料等の算定に当たっては、透明性のある適切な支出を行うためにも、算定根拠を決裁文書等に明確に記載することが望ましい。</p> <p>(消防局予防課、各消防署予防課)</p>	<p>させることとなった。</p> <p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>自衛消防連合会及び各区自衛消防隊連絡協議会における講演料等の算定については、市基準による講演料等を事前に算定した上で決定することとした。</p> <p>なお、算定金額が市の基準から乖離する場合については、合理的な根拠を明確にし、算定根拠を決裁文書等に記載した上で講演料等を決定することとした。</p>
<p>③ 現金の適切な管理について (意見)</p> <p>現金の入出金状況やあるべき残高を明確にして、不正に流用される可能性を減少させるために、例えば次のような対策を講じることが望まれる。</p> <p>① 支払日まで、普通預金から現金を引き出さない。</p> <p>② 普通預金から引き出したら、速やかに業者に支払う。引き出した後、すぐには支払わないことが判明した場合には、速やかに元の普通預金に預け入れる。</p> <p>③ 引き出した現金を預け入れない場合</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>現金の適切な管理については、平成 27 年 2 月に南区自衛消防隊連絡協議会事務処理の手引きの一部改正を行い、左記の①～③のとおり適切な管理に努めている。</p>

は、現金出納帳を作成するとともに現金の入出金の状況を適時に記載し、あるべき残高を常に明確にする。現金出納帳の残高と実際現金は定期的に突合し、上席者は確認印を押印する。

(消防局南消防署予防課)

オ. 福岡市少年消防クラブ消防少年団について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 消防少年団の収支報告書に関する確認体制の構築について (意見)</p> <p>事務処理要綱等において、地区隊における収支報告書の作成に関する規程、及び消防少年団事務局が各地区隊に対して適正な会計が行われるよう指導するなど一定の関与をする規程を定めることが望ましい。</p> <p>これにより、各地区隊は収支報告を正式に作成して、消防少年団事務局に報告を行い、消防少年団事務局は各地区隊に対して統一的な内容で会計指導を行い収支状況を適切に把握することができるため、消防少年団の活動目的に沿った支出を担保することが可能となる。</p> <p>消防少年団事務局が各地区隊に対して行う収支状況の具体的な把握としては、①収支報告書の確認を行う際に根拠となる領収書等との突合を実施する、②現金と小口現金出納帳の残高及び金券等と物品出納簿の残高の照合結果の報告を義務付ける等が考えられる。</p> <p>また、消防少年団事務局は会計年度末の預金残高を正確に把握するため、銀行残高証明書を入手することが望ましい。</p> <p>(消防局各消防署予防課)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>消防少年団の各地区隊における収支状況について、消防少年団事務局が適正な会計指導を行えるよう平成27年4月に「福岡市少年消防クラブ消防少年団事務処理要綱」の一部を改正し、地区隊における収支報告書の作成及び団長への報告の規定を設けた。</p> <p>また、消防少年団事務局における会計年度末の銀行残高証明書の入手については、平成27年2月に開催した指導員会議において周知徹底を図った。</p>
<p>② 消防少年団貸与物品の適切な管理につ</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p>

<p>いて (意見)</p> <p>貸与物品の管理方法に関するマニュアル等を規定することが望ましい。このマニュアル等には管理台帳の整備、並びに貸与物品の現物と管理台帳の照合の時期及び方法について規定することが考えられる。</p> <p>このようにマニュアル等を規定し、その内容について周知することで、各消防署間で同水準の管理を行えるようにし、貸与物品に関して適切な管理が行えるようにすることが望ましい。</p> <p>(消防局予防課, 各消防署予防課)</p>	<p>消防少年団貸与物品の適切な管理を行えるよう平成 27 年 4 月に「福岡市少年消防クラブ消防少年団の服制等に関する事務処理要領」を新たに設け、管理台帳の整備、並びに貸与物品の現物と管理台帳の照合の時期及び方法について規定した。</p>
--	--

(3) 契約について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 随意契約を行う場合の理由の文書による明示について (意見)</p> <p>本来、随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。</p> <p>このため、市民局防災・危機管理課は、随意契約の特殊性を踏まえ、業者との契約行為について、原則として競争入札により行うこととし、随意契約による場合であっても随意契約の方法によった理由並びに業者選定の理由及び課程について文書化を行い、明確にすることが望まれる。</p> <p>また、競争性を確保した上で、業務の品質を確保する観点からは、公募型プロポーザル方式による業者の選定を検討する余</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>随意契約の理由及び検討過程等について、文書化し、明確にすることとした。</p> <p>また、委託内容によっては、業務の質を確保しつつ、競争性を確保するため、公募型プロポーザル方式等による業者選定を検討していく。</p>

<p>地もあると考えられる。 (市民局防災・危機管理課)</p>	
<p>② 低価格入札における業務実施可能性の検討及び文書化について (意見)</p> <p>市は、前述の委託業務の完了後、成果物等の検証により、業務が仕様のとおりを実施されたことを確認しており、これらの委託業務については結果的に問題なかったといえる。</p> <p>しかし、事後的にではなく事前に契約の妥当性を担保するために、契約締結前に落札業者へのヒアリングや積算見積の検討などを実施することにより、委託業務が実施可能であることを確認するとともに、文書化を行うことが望まれる。 (市民局防災・危機管理課、消防局管理課)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>本市の入札の執行においては「入札執行に係る運用基準」(平成7年4月3日財政局長決裁)を定めており、工事又は製造の請負契約に関し、低入札価格調査を行う基準を規定している。</p> <p>今回意見のあった委託業務については、本基準の適用外の契約ではあるが、契約の妥当性を担保するため、平成27年度から工事又は製造の請負契約に関する低入札価格調査制度の基準を参考に、予定価格に対し落札金額が大幅に低かった場合については、落札業者の過去の実績等を勘案したうえで、契約締結前に落札業者へのヒアリング等を行うこととした。</p>
<p>③ 長期継続契約の契約方法について (意見)</p> <p>経済的実態が同じであれば、購入又は賃貸借契約のいずれであっても契約方式は同じであることが望ましい。このため、長期継続契約の賃貸借契約は12月分の金額相当額ではなく、契約総額で判定することが望ましい。</p> <p>他自治体では、登録業者に対して、長期継続契約を行うことにより契約金額が増加し、契約方式の変更が発生する可能性があることを注意喚起している例がある。これは随意契約が可能かどうかの判断を契約総額で行うことを前提としていると考えられる。 (市民局防災・危機管理課、財政局契約監理課)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>長期継続契約の物品の賃貸借契約における随意契約の判定基準額については、平成27年7月29日に「福岡市長期継続契約要綱運用指針」を改正し、随意契約が可能か判定するのに用いる予定価格の額を、これまでの「12月分の金額相当額」から「予定総額(月額×賃借月数)」へ改めた。</p> <p>なお、改正後の同運用指針は、平成27年9月1日から施行し、同日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用される。</p>

(4) 財産管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
① 備品現在高一覧表等と備品の現物との	【措置済(平成27年9月4日通知)】

<p>確認について (指摘)</p> <p>定期的（年に2回）に備品リストと備品の現物との確認を実施しないと、財務会計システムへの登録漏れに気付かないリスクや現物の紛失または盗難に気付かないリスク等が発生する可能性がある。</p> <p>これらのリスクを回避するために、福岡市会計規則に従い、備品現在高一覧表等及び財務会計システムから出力した備品リストは、定期的に備品の現物と確認する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(消防局東消防署警備課)</p>	<p>福岡市会計規則第 127 条の規定に基づき、9月30日及び3月31日現在の備品の確認を行わなければならないこととされていることから、平成26年10月以降、定期的（4月・10月）に備品の現物と備品現在高一覧表の確認作業を行っている。</p>
<p>② 消防署における改修を要する機器、設備等の把握について (意見)</p> <p>点検項目チェックリストを作成し、これを用いて定期的に点検することで、機器や設備等の点検を行う担当者の経験年数に関わらず、一定の水準を保持した点検が可能となる。</p> <p>なお、非常備設備については、消防分団車庫・格納庫一覧表にて、下記のような調査表を用いて点検を行っている。点検項目チェックリストのメリットを理解し、常備設備についても非常備設備のように点検項目チェックリストを整備し実施することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(消防局管理課, 各消防署)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>平成27年度から各消防署の点検項目チェックリストを作成し、これを活用して庁舎の点検を行っている。</p>
<p>③ 消防署備品に係る棚卸実施要領等の整備運用について (意見)</p> <p>棚卸の趣旨を理解し、効果的かつ効率的に棚卸を実施するためには、棚卸手順等を</p>	<p>【他の方法で対応(平成27年9月4日通知)】</p> <p>棚卸手順等の明文化については、会計室から、毎年、備品の受入（増）や備品の払出（減）の確認方法、現在所有している備</p>

<p>明文化した下記のような棚卸実施要領等を作成し、それにしたがって棚卸を実施することが望まれる。</p> <p>また、実施した現物確認の手續について、実効性を確保し、かつ透明性を担保するために実施した証跡等の記録を残すことが望ましいと考えられる。</p> <p>これにより、誰が実施しても一定水準以上の効果的な棚卸が実施可能となり、また、無駄な作業も省くことができるため、業務の効率化を図ることも可能となる。</p> <p>(消防局各消防署)</p>	<p>品の確認方法等について通知されているため、確実に実施できるものと考えている。</p> <p>また、その結果を所属長に報告することにより記録を残すこととした。</p>
<p>④ 備蓄資機材の適正保有量の見直し及び棚卸実施要領等の整備運用について(意見)</p> <p>防災倉庫で保管する備蓄資機材の保有量については平成26年3月に策定された福岡県の備蓄計画を踏まえ、今後、市民局防災・危機管理部としても備蓄計画を作成していく中で、関係局と調整しながら検討していくとのことである。このため、保有量の検討に当たっては、大規模災害発生の対応の備えとして一般的な保有量の目安と比較して適正な保有量を見直すことが望ましい。</p> <p>また、備蓄資機材を備蓄する目的、内容、数量及び金額から考えて、市民にとって重要性があることから、市は備蓄資機材を適切に管理する必要がある。</p> <p>市は備蓄資機材をいつでも使用できる状態にし、実際に活用する必要性が生じた場合に迅速かつ十分な対応ができるよう、棚卸手順等を明文化した下記のような項目が記載されている棚卸実施要領等を作成し、それに従って棚卸を実施することが望まれる。</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>公的備蓄については、熊本地震の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しにおいて、備蓄食料や資機材の品目・数量の拡充を行うこととした。</p> <p>また、備蓄資機材の適正管理については、在庫管理の要領を定め、定期的に数量等の確認を行うとともに、経年劣化や使用期限を過ぎた物品の処分について徹底を図ることとした。</p>

<p>さらに、実施した現物確認の手續について、実効性を確保し、かつ透明性を担保するために実施した証跡等の記録を残すことが望ましいと考えられる。</p> <p>これにより、誰が実施しても一定水準以上の効果的な棚卸が実施可能となり、また、無駄な作業も省くことができるため、業務の効率化を図ることも可能となる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>	
<p>⑤ 固定資産台帳の整備について (意見)</p> <p>市では今後、高齢化社会となり、税収減少の時代が遠からず到来すると予想される。そのような状況の中で公共施設の全てを更新していくことは難しいため、コストや地域性を考慮して施設の選択と集中を検討していく必要があると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、総務省は公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等について「公共施設等総合管理計画」の策定を地方公共団体に要請したところである。固定資産台帳は、公共施設等の廃止や統合の検討、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出に活用することが可能である。</p> <p>そのためには、市にとっても保有している全ての資産の情報を管理するための固定資産台帳の整備は必須であり、重要な課題であるといえる。</p> <p>したがって、市民局防災・危機管理部及び市消防局においても、市全体において固定資産台帳の整備が本格化した際には、関係部局と協力しつつ、全ての資産の棚卸を行い固定資産台帳を整備するよう留意されたい。</p> <p>また、固定資産台帳は最初に整備するだ</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>固定資産台帳の整備については、今後、所管する財政局より方針が示された場合には、当該方針に従い、効果的かつ効率的に管理ができるよう取り組んでいく。</p>

けではなく、継続して更新管理することが必要となるため、各資産を効果的・効率的に把握・管理していくことが望まれる。

固定資産台帳の具体的な整備方法について、総務省は平成 26 年 9 月に「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を公表しており、その中で、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示している。固定資産台帳の整備手順等については下表のとおりである。
(市民局防災・危機管理課，消防局管理課)

(5) 文書管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 支出負担行為書の管理状況の不備について (指摘)</p> <p>A歳入歳出決算調書の支出済額，B支出負担行為書綴りの予算執行額及びC目次上の予算執行額について、それぞれ不一致が生じていたことは、公文書である支出負担行為書の管理状況に不備があったと言わざるを得ない。また、歳入歳出決算調書作成時においてもこれらの金額は照合されていなかったと考えられ、結果的に平成 25 年度決算確定時にも支出関係書類ファイルの管理状況は改善されずそのままとなっていた。</p> <p>議会や市民に対して誤った情報開示が行われないためにも、歳入歳出決算等の公表される情報の基礎となる公文書について、福岡市公文書規程に則り適切に整理、保管等の事務処理をすべきである。そのためにも、市民局防災・危機管理部は公文書を作成した際に、上席者が適切な事務処理が行われていることを適時適切にチェッ</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>支出負担行為書の管理について、予算執行額と支出関係書類綴りに不一致がないよう、定期的に確認することとした。</p> <p>そのために、財務システムの予算執行状況と支出関係書類綴りの目次を照合し、結果を所属長が確認することにより、適切なチェック体制の確立を図った。</p>

<p>クする等の公文書の管理体制を確立することが望まれる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>	
<p>② 公文書管理に関する業務効率化について (意見)</p> <p>高度情報化の取組の本来の趣旨を理解し、業務処理の効率化を推進するためにも、電子決裁の運用について周知徹底を行い、電子決裁等を行った文書については、同文書を再度紙で出力せず、紙による決裁を受けることがないようにすることが望ましい。</p> <p>これによって申請から決裁までの期間短縮、ペーパーレス化による意思決定の迅速化や、承認者への回付等の作業時間短縮による事務作業の効率化、業務プロセスの標準化や決裁履歴の保存による内部統制の強化といった電子決裁のメリットを十分に享受できることとなる。また、紙を出力しないことにより用紙代のコスト削減にも繋がる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課，消防局)</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>電子決裁等を行った文書については、同文書を再度紙で出力せず、紙による決裁を受けることがないように改めた。</p>

(6) 情報システムについて

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 完成図書の未作成について (指摘)</p> <p>本委託業務において設計図書が作成及び納品されていないことは、市情報セキュリティ共通実施手順の規定に反している。</p> <p>情報システムの開発や改修を行った場合、完成図書がなければ、完成品の詳細を把握することができない。また、今後の仕様変更等においても、現システムの</p>	<p>【措置済(平成27年9月4日通知)】</p> <p>改修内容に関する作業報告書は作成されていたものであるが、今後、成果品としてプログラム等の設計図書の提出を仕様書等に明記することとした。</p>

<p>把握が適切に行えず、当該システムの開発・改修を行った業者以外による変更が困難となる可能性がある。その結果、競争入札による業者選定ができなくなる可能性もある。</p> <p>このため、システムの改修業務を委託する際には、完成図書が必ず作成されるように仕様書等に明記し、業務完了時には適切に検収を行い、完成図書の内容が仕様書等に沿って適切に作成されていることを確かめるべきである。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>	
<p>② 情報セキュリティに関する監査の未実施について (指摘)</p> <p>災害対応支援システムは、上記のとおり災害時要援護者データ等の重要な個人情報も含まれているため、不正アクセスや個人情報の流出を防止するためにも、情報セキュリティ対策は非常に重要である。</p> <p>情報セキュリティポリシーが策定されていても、情報セキュリティの監査が実施されなければ、情報セキュリティポリシーが適切に運用されているかどうかを評価することができず、問題点があっても必要な見直しや改善がなされない可能性がある。</p> <p>災害対応支援システムについても、他の情報システムと同様に外部監査及び内部監査により定期的に情報セキュリティ監査を実施し、情報漏洩等の事故を未然に防止するためにも、情報セキュリティ対策の運用状況を適宜検証すべきである。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>	<p>【措置済(平成 29 年 1 月 27 日通知)】</p> <p>平成 27 年 12 月 21 日に、災害対応支援システムの情報セキュリティ外部監査を実施し、その結果、福岡市情報セキュリティ共通実施手順等に基づき、適正な運用がされていることが確認された。</p>

<p>③ バックアップ媒体の安全な保管について (意見)</p> <p>サーバが被災してもバックアップデータの無事を確保するため、バックアップ媒体の一部を地理的に離れた安全な施設に保管することが望ましい。同一施設内に保管せざるを得ない場合でも、サーバとは別の場所に耐火金庫等を設置してその中に保管することが望ましい</p> <p>(消防局指導課)</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>平成 29 年度に消防システムの全面更新を行うが、契約の仕様書の中(方針決裁済み)でバックアップ媒体については耐火金庫を新たに購入して、その中に保管することとしている。</p>
<p>④ パスワードの定期的な変更について (意見)</p> <p>各システムともに年に 1 度など定期的にパスワードを変更することが望ましい。</p> <p>パスワード設定の際には、適切な長さの文字列にすることや、アルファベットと数字を混在させることにより、他人に推察されにくく、かつ、ハッキングツール等によっても解読されにくい適度に複雑なパスワードとすることが望ましい。</p> <p>(市民局防災・危機管理課, 消防局指導課)</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>パスワードの変更について、適切な長さの文字列に変更するとともに、今後、年 1 回程度、定期的にパスワードを変更していくこととした。</p> <p>なお、消防局指導課で使用しているシステムは、現在、新システムの構築を行っており、新システムでは、パスワードについて、適切な長さの文字列への変更や、定期的な変更ができるシステムを導入する。</p>
<p>⑤ 保守点検結果への対応について (意見)</p> <p>指令管制情報システムを安定稼働させるためには、停電等の非常時も稼働できる万全の体制を整えておくことが肝要であり、交換時期を超えて利用している非常用電源装置のバッテリーについては、適宜交換を行うことが望ましい。</p> <p>(消防局情報管理課)</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>交換時期については目安であり、6 か月に 1 度実施している保守点検において異常なく正常に運用されていることを確認している。今後も運用状況、保守点検結果を注意深く見守り、交換が必要な状況となれば必要な措置を講じることとする。</p>
<p>⑥ 保守業務の再委託の承認手続について (意見)</p> <p>市が再委託の承認を行う際には、委託業者に申請書を書面の形で提出させ、市が再委託の是非を確実に判断するために、再委</p>	<p>【措置済(平成 27 年 9 月 4 日通知)】</p> <p>保守業務の再委託の承認手続については、平成 26 年度契約分から再委託部分について再委託承認申請書を提出させ、市の承認についても一部再委託の承認の通知を行</p>

託先の名称の他、再委託理由、再委託内容、再委託期間等を明記させるとともに、個人情報及び情報資産の取扱いの義務についても徹底させることが望ましい。

また、市の承認についても、委託業者に対して書面による承認の通知を行い、契約書第7条2項に抵触していないという記録を残すことが望ましい。

(消防局情報管理課)

っている。